

令和5年度層雲峡駐車場等清掃業務
仕様書

1. 業務場所

上川郡上川町字層雲峡：層雲峡立体駐車場及びバス停留所前公衆便所

2. 業務概要

環境省直轄施設の清掃等（別紙1 位置図・面積図）

- 1) 層雲峡立体駐車場施設：トイレ清掃・駐車場内清掃・駐車所内交通誘導・通路の凍結防止措置（別紙2 凍結防止作業範囲図）
- 2) バス停留所前公衆便所：トイレ清掃

3. 業務仕様

一般的事項

- (1) 業務の実施に当たっては、善良な管理者の注意をもって誠実に行い、特に利用者の利用上の支障は最小限度にとどめるよう配慮すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、業務従事者及び施設利用者の安全に充分配慮すること。
- (3) 業務に従事する者は、腕章・ワッペン・名札等により業務従事者である旨明らかにすること。
- (4) 業務実施のために借用した鍵は、慎重に取扱い、業務に必要な時間と場所に限り使用すること。
- (5) 用水、電力の使用については、必要最小限度にとどめること。
- (6) 毎日の実施業務を「業務日誌」（別紙3）に記載し、毎翌月10日までに大雪山国立公園管理事務所（上川郡上川町中央町603番地）に提出すること。（ただし、3月分は3月31日に提出すること）
- (7) 施設の破損箇所等を発見した場合、又は不測の事態を生じた時には、速やかに大雪山国立公園管理事務所担当官（以下、環境省担当官）に報告し、その指示を受けること。

4. 業務内容（詳細は特記仕様書による）

(1) 層雲峡立体駐車場施設

1) 立体駐車場便所の日常清掃

ア) 清掃内容：床及び床以外の清掃（掃き掃除及び水拭き、衛生陶器洗浄、洗面台拭き、衛生消耗品補充及び汚物収集、鏡拭き等）

イ) 清掃日：業務期間内毎日（下記内訳参照）

- ・ 1日2回清掃日（合計243日）

4月1日～4月30日の土日祝祭日

5月1日～10月31日の毎日

11月1日～3月31日の土日祝祭日（ただし、年末年始は除く）

- ・ 1日1回清掃日（合計123日）

4月1日～4月30日の平日

11月1日～3月31日の平日（年末年始を含む）

※年末年始…令和5年12月31日～令和6年1月5日までとする

2) 駐車場内の日常清掃

ア) 清掃内容：1階・2階駐車場床部分の清掃（ゴミ拾い、ゴミ収集）

イ) 清掃日：業務期間内毎日（下記内訳参照）

ウ) 1日1回清掃

夏期：4月1日～10月31日

冬期：11月1日～3月31日（閉鎖箇所は除く）

3) 駐車場内の定期清掃

- ・清掃内容：1階・2階駐車場床部分等の清掃
(竹箒による床清掃、側溝の砂泥除去他)
- ・清掃日数：春、秋（1年2回計2日、日程は打合せによる）

4) 駐車場内の交通誘導

- ・誘導内容：駐車場1階および2階部分での利用車両の誘導 各階1名配置
- ・誘導日：9月16日（土）～18日（月）計3日
- ・誘導時間：特に指示しない限り8時30分から17時00分までの間とする。

5) 立体駐車場便所前通路の凍結防止措置（別紙2の範囲）

- ・作業内容：立体駐車場便所の利用者の安全を確保するように便所前通路の凍結防止作業を人力で行う。
- ・作業期間：11月1日～3月31日（実施は積雪状況に応じて適宜行うこと）

(2) バス停留所前公衆便所

- ・清掃内容：床及び床以外の清掃（掃き掃除及び水拭き、衛生陶器洗浄、洗面台拭き、衛生消耗品補充及び汚物収集、鏡拭き等）
- ・清掃日：業務期間内毎日
回数及び日数は上記(1)1)イ)清掃日に同じ。

5. 業務期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）

6. 期間別日数

清掃作業暦による。

7. 施設の点検

対象施設について、4.の業務に合わせて防火及び電気設備、機械設備、立て看板等の日常点検を行い、異常を発見した場合には、速やかに環境省担当官に連絡し、その指示に従うこと。なお、必要に応じて適切な処置を講ずること。

8. その他

受注者は、本仕様書に疑義が生じた時、本仕様書により難い事由が生じた時、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従うこと。

令和5年度層雲峡駐車場等清掃業務
特記仕様書

業務内容

(1) 層雲峡立体駐車場便所及びバス停留所前公衆便所

- ・床の掃き掃除を行うこと。
- ・ゴミ入れ等の内容物を排出処理すること。
- ・衛生陶器類は中性洗剤で清掃し、除去できない汚れは弱酸性洗剤を使用すること。
- ・便器（大・小）については、尿石、水垢等の研磨落としをすること。
- ・洗面所の陶器類は、水垢等の研磨落としをすること。
- ・床は、汚れの状況に合わせて洗剤拭きし、その後洗剤が残らないように拭き取ること。
- ・洗面台及び鏡は汚れの状況を把握し、金属部分の空拭き等、清潔の保持に努めること。
- ・換気扇フィルターに溜まったほこり等を清掃し、機能を保持すること。
- ・トイレットペーパーは清掃時に点検し、補充作業を行うこと。なお、トイレットペーパーの経費は受注者の負担とする。
- ・その他、管理上必要と思われる箇所等の清掃をすること。

(2) 立体駐車場

日常清掃

○夏期（4月～10月）

○冬期（11月～3月）（閉鎖場所を除く）

- ・床の掃き掃除を行うこと。
- ・ゴミ拾い及びゴミ入れ等の内容物を排出処理すること。
- ・照明器具の蛍光灯、消火栓の表示灯が切れていた場合には、蛍光灯、電球の取り替えを行うこと。なお、蛍光灯、電球については発注者が支給する。
- ・階段手すりは汚れの状況に合わせて洗剤拭きし、その後洗剤が残らないように拭き取ること。（階段室は冬季閉鎖）

定期清掃

○春期（4月～6月）

- ・冬期間に撒かれた滑り止め砂を回収し処理すること。
- ・案内標識・注意標識、トイレ入口照明器具等は、汚れの状況に合わせて洗剤拭きし、その後洗剤が残らないように拭き取ること。

○秋期（9月～11月）

- ・床および側溝の落ち葉・砂泥を回収し処理すること。
- ・案内標識・注意標識、トイレ入口照明器具等は、汚れの状況に合わせて洗剤拭きし、その後洗剤が残らないように拭き取ること。

交通誘導

○秋期

- ・9月の指定された日に、駐車場1階部分及び2階部分に誘導員を計2名配置し、交通整理及び利用者の誘導を行う。
- ・誘導員の最低1名は、雑踏警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を配置すること。

立体駐車場便所前通路の凍結防止措置

○冬期（11月～3月）

- ・別紙2で示す範囲で行うこと。
- ・一般利用者が駐車場便所前通路の凍結により転倒しないよう、適宜雪かきおよび氷割り作業を行うこと。
- ・作業時は一般利用者に迷惑のかからないよう配慮し行うこと。
- ・作業で発生した雪は環境省担当官と協議の上、指定された場所に堆積すること。